

(基準日が平成10年6月15日以前のもの)

別紙1

令和 年 月 日

農業者年金基金理事長殿  
( 農業委員会 )

経営移譲年金証書番号 ( )  
受給権者 住所  
氏名

処分対象農地等除外届出書 (耕作又は養蓄の事業に供されない土地)

次の土地については、下記の理由により、基準日において耕作又は養蓄の事業に供しておらず、かつ、その現状が耕作又は養蓄の事業に供しえられる状態ではなくなっていたため、処分対象農地等から除外したので届出します。

1. 処分対象農地等から除外する土地等の表示

基準日 昭和・平成 年 月 日 単位: m<sup>2</sup>

所在	地番	面積	登記簿上地目	現況	現況地目となった経緯	除外理由該当番号

2. 処分対象農地等からの除外理由

- ① 固定資産課税台帳の地目が農地等以外の地目となっていた。  
② 農業者年金基金法第46条第2項第3号による支給停止除外事由に該当する施設用地 (施行令第12条の2第1号ロ、チ及びリ) 及び道路等の付帯施設用地となっていた。具体的な施設

( )

- ③ 申立人が所有権又は使用収益権を取得した時点で既に転用されていた。  
ア 証明資料

( )

イ 近隣土地所有者の確認 住所 氏名

- ④ 第三者に不法占有され、訴訟中若しくは関係公的機関に苦情、相談を持ちかけていた。  
⑤ 自然改廃等により山林化又は原野化し、容易に耕作又は養蓄の事業に供しえられる状態への復元が困難であった。

農業委員会による確認

確認の方法 固定資産課税台帳 現地確認

確認日 令和 年 月 日

上記届出書は、事実と相違ないことを確認しました。

確認者氏名